

集積回路配置図設計行政法執行弁法

2001 年 11 月 28 日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

集積回路配置図設計行政法執行弁法

(2001年11月28日国家知識産権局令第17号公布)

第一章 総則

第一条 集積回路配置図設計（以下「配置図設計」という）専有権を保護し、社会主義市場経済の秩序を保護するため、「集積回路配置図設計保護条例」（以下「条例」という）及び関係法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 条例第三十一条にいう国务院知識産権行政部門とは、国家知識産権局をいう。国家知識産権局は集積回路配置図設計行政法執行委員会（以下「行政法執行委員会」という）を設立し、行政法執行委員会は配置図設計専有権の侵害紛争の処理、配置図設計専有権侵害の賠償金額の調停につき責を負う。

各省、自治区、直轄市の知識産権局は国家知識産権局の集積回路配置図設計の行政法執行活動の展開に協力、協調するものとする。

第三条 行政法執行委員会が行う配置図設計専有権侵害の紛争処理は、事実に依拠し、法律を基準とし、公正、適時という原則を遵守するものとする。

行政法執行委員会が行う配置図設計専有権の侵害の賠償金額の調停には、法律規定に基づき、事実を明確にし、是非を区別する基礎の上で、当事者が相互に和解し、協議に達するのを促す。

第二章 処理と調停の手続

第四条 行政法執行委員会に配置図設計専有権の権利侵害紛争の処理を請求する際は、以下に掲げる条件に合致していなければならない。

- (一) 当該配置図設計が既に登記、公告されている。
- (二) 請求者が配置図設計専有権の権利者または当該権利侵害紛争と直接の利害関係を有する単位または個人である。
- (三) 明確な被請求者がいる。
- (四) 明確な請求事項及び具体的事実、理由がある。
- (五) 当事者のいずれの一方も当該権利侵害紛争を人民法院に対して提訴していない。

第五条 請求者の請求の提出は、行政法執行委員会に対し請求書及び関連する配置図設計登記証書の副本を提出するものとする。請求者は被請求者の人数に基づき相応する数量の請求書の副本を提出しなければならない。

第六条 請求者には以下の内容を記載しなければならない。

- (一) 請求者の氏名または名称、住所、法定代表人または主な責任者の氏名と職務、代理人に委託した場合は代理人の氏名及び代理事務所の名称、住所
 - (二) 被請求者の氏名または名称、住所
 - (三) 処理を請求する事項の具体的な事実、理由
- 関係する証拠及び証明材料は、請求書の付属文書の形式で提出することができる。

請求書には請求者の署名と捺印がなければならない。

第七条 請求者は証拠を提供し、被請求者の採用する配置図設計と保護を受ける配置図設計のすべてが同一であること、または保護を受ける配置図設計における独創性を有するいずれの部分も同一であることを証明しなければならない。

保護を受ける配置図設計がまだ商業利用に投入されていない場合は、請求者は証拠を提供し、被請求者が当該配置図設計を知り得た実際の可能性を証明しなければならない。

第八条 請求が本弁法第五条の規定に合致しないときは、行政法執行委員会は請求を受領した日より7日以内に請求者に受理しない旨通知するものとする。

請求が本弁法の第六条、第七条、第八条の規定に合致しないときは、行政法執行委員会は請求を受領した日より7日以内に請求者に指定の期限までに補正するよう通知するものとする。期限を過ぎても補正されない、または補正が依然として規定に合致しない場合は、請求が提出されなかったものとみなす。

請求が本弁法第五条、第六条、第七条、第八条の規定に合致するときは、行政法執行委員会はすみやかに立案し、かつ請求者に通知すると同時に、3名または3名以上の担当者を指名し、当該権利侵害紛争の処理に当たるパネルを構成するものとする。

第九条 立案後、行政法執行委員会はすみやかに請求書及びその付属文書の副本を送付、直接送達、またはその他の方式により被請求者に送達し、その請求書の副本を受領した日より15日以内に答弁書一式2部を提出するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合も、行政法執行委員会の処理に影響しないものとする。

被請求者が答弁書を提出したときは、行政法執行委員会は答弁書を受領した日より7日以内に答弁書の副本を送付、直接送達またはその他の方式により請求者に送達するものとする。

第十条 配置図設計専有権の侵害紛争が複雑な技術的問題に及び、鑑定が必要なときは、行政法執行委員会は関係単位に専門技術鑑定を委託することができる。鑑定意見または結論は、当事者の尋問を経て、最終決定の依拠とすることができる。

鑑定費用は当事者が負担する。

第十一条 配置図設計専有権侵害紛争の処理の過程において、専利再審委員会が当該配置図設計専有権の取消手続を開始しているときは、行政法執行委員会は状況の需要に応じて処理手続を中止するか否かを決定することができる。

第十二条 行政法執行委員会による配置図設計専有権の侵害紛争処理は、案件の状況の需要に応じて、口頭審理を行うか否かを決定することができる。行政法執行委員会が口頭審理を行うと決定したときは、少なくとも口頭審理の3日前までに当事者に口頭審理を行う時間と場所を通知するものとする。正当な理由なく参加を拒む場合、または許可を経ず途中で口頭審理を退出した場合は、請求者に対しては請求の取下げとして処理し、被請求者に対しては欠席として処理する。

第十三条 行政法執行委員会が口頭審理を実行する場合は、口頭審理の参加者及び審理の要点を記録し、誤謬なきことを照会した後、案件の担当者及び参加者が署名、捺印する。

第十四条 当事者が調停、和解協議に至った場合、または請求者が請求を撤回した場合を除き、行政法執行委員会の配置図設計専有権侵害紛争の処理には処理決定書を作成し、以下の内容を明記するものとする。

(一) 当事者の名称または氏名、住所。

(二) 当事者の陳述した事実と理由。

(三) 権利侵害行為認定が成立するか否かの理由と依拠。

(四) 処理決定により、権利侵害行為が成立すると認定した場合は、被請求者に即刻停止を命令した侵害行為の種類、対象及び範囲を明記するものとする。権利侵害行為が成立しないと認定した場合は、請求者の請求を棄却するものとする。

(五) 処理決定を不服とし、人民法院に行政訴訟を提起した経緯と期限。

処理決定書は案件の担当者が署名し、行政法執行委員会の業務専用印を捺印する。

第十五条 行政法執行委員会の行った処理決定を不服とし、人民法院に行政訴訟が提起されたときは、行政法執行委員会の主任はパネルに対し、出廷して応訴するよう委託する。

第十六条 行政法執行委員会または人民法院が権利侵害行為の成立を認定する処理決定または判決を行った後、被請求者が同一の配置図設計専有権につき再び同一種類の権利侵害行為を行い、配置図設計専有権の権利者または利害関係者がその処理を請求したときは、行政法執行委員会は直接、権利侵害行為の即刻停止を命じる処理決定を行うことができる。

第十七条 当事者が行政法執行委員会に配置図設計専有権侵害の賠償額についての調停を請求するときは、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容を記載するものとする。

(一) 請求者の氏名または名称、住所、法定代表者または主要な担当者の氏名、職務

(二) 被請求者の氏名または名称、住所

(三) 調停を請求する具体的な事項と理由

第十八条 行政法執行委員会は請求書を受領した後、すみやかに請求書の副本を送付、直接送達またはその他の方式で被請求者に送達するものとし、請求書の副本を受領した後15日以内に意見陳述書を提出するよう要求するものとする。

第十九条 被請求者が意見陳述書を提出し、調停に同意した場合は、行政法執行委員会はすみやかに立案し、かつ請求者及び被請求者に対し調停を行う時間及び地点を通知するものとする。

被請求者が期限を過ぎても意見陳述書を提出しない場合、または意見陳述書中に調停を受け入れない表明がある場合は、行政法執行委員会は立案せず、かつ請求者に通知する。

第二十条 当事者が調停を経て協議に達したときは、調停協議書を作成し、双方当事者の署名または捺印を経て、かつ行政法執行委員会に届け出るものとする。協議に達しないときは、行政法執行委員会が案件の取消方式により案件を終了し、双方当事者に通知する。

第三章 証拠収集調査

第二十一条 行政法執行委員会による配置図設計専有権の侵害紛争処理には、案件の状況の需要に基づいて、処理の過程において職権により関連証拠の調査収集を行うことができる。

第二十二条 行政法執行委員会の証拠の調査収集には、写真・ビデオ撮影による現場観測、案件と関連のある契約、帳簿等の関連文書の閲覧、複製、当事者及び証人喚問の方式を採用することができる。

行政法執行委員会の証拠の調査収集は、記録を作成するものとする。記録には案件の担当者、調査を受けた単位または個人の署名または捺印を要する。調査を受けた単位または個人が署名または捺印を拒絶する場合は、記録上に注記するものとする。

第二十三条 行政法執行委員会の証拠の調査収集にはサンプリングによる証拠収集方式を採用することができ、権利侵害の疑いのある製品のうち一部をサンプリングすることができる。サンプリングされる製品の数量は、事実を証明し得る量を限度とする。

行政法執行委員会がサンプル証拠収集には記録を作成し、収集されたサンプルの名称、特徴、数量を明記するものとする。記録には案件の担当者、調査される単位または個人の署名または捺印を要する。

第二十四条 証拠が滅失するおそれがある場合、または以後取得が難しい場合で、サンプリング証拠収集の実施ができない状況下においては、行政法執行委員会は登記保存を行い、かつ7日以内に決定を行うことができる。

調査される単位または個人は、登記を経て保存される証拠を毀損したり、移転してはならない。

行政法執行委員会が登記保存を行う場合には、記録を作成し、登記保存される証拠の名称、特徴、数量及び保存地点を明記するものとする。記録は案件の担当者、調査される単位または個人の署名または捺印を要する。

第二十五条 行政法執行委員会が証拠の調査収集、証拠資料の照合を行うときは、関連単位または個人は事実通りに提供し、調査に協力しなければならない。

第二十六条 行政法執行委員会が証拠の調査収集、証拠資料の照合を行うときは、関連単位または個人は事実通りに提供し、調査に協力しなければならない。

行政法執行委員会が関連する省、自治区、直轄市の人民政府の知的財産権管理部門に証拠の調査収集を委託するときは、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門はすみやかに、真剣に証拠の調査収集に協力し、できる限り早く回答するものとする。

第四章 法的責任

第二十七条 行政法執行委員会が侵害行為の成立を認定し、処理決定書を作成するときは、

以下に掲げる措置を採用し、権利侵害行為を制止するものとする。

(一) 被請求者が保護を受ける配置図設計を複製している場合は、その複製行為の即刻停止を命令し、複製された図面、マスク、専用設備及び当該配置図設計を含む集積回路を没収、廃棄する。

(二) 被請求者が商業目的で保護を受ける配置図設計を輸入、販売、またはその他の方式で提供した場合は、その輸入、販売、または提供行為の即刻停止を命令し、関連する図面、マスクを没収、廃棄する。

(三) 被請求者が商業目的で保護を受ける配置図設計を含む集積回路を輸入、販売またはその他の方式で提供し、かつその中に違法に複製された配置図設計が含まれることを知っていた、または知り得るべき合理的理由があるときは、その輸入、販売、または提供行為の即刻停止を命令し、当該集積回路を没収、廃棄する。

(四) 被請求者が商業目的で保護を受ける集積回路を含む物品を輸入、販売またはその他の方式で提供し、かつその中に権利を侵害する集積回路が含まれることを知っていた、または知り得るべき合理的理由がある場合は、その輸入、販売、または提供行為の即刻停止を命令し、当該物品を没収、廃棄する。

(五) 権利侵害行為を停止するその他の必要措置。

第二十八条 行政法執行委員会が権利侵害行為の成立を認定する処理決定を行った後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起したときも、訴訟期間中は決定の執行を停止しない。

被請求者が行政法執行委員会の行った権利侵害行為の成立を認定する処理決定の期間が満了しても、提訴しない場合、または権利侵害行為を停止しない場合は、国家知識産権局は人民法院に強制執行を請求することができる。

第五章 附則

第二十九条 本弁法は国家知識産権局が解釈の責を負う。

第三十条 本弁法は公布の日より施行する。